平成３０年第３回　飯塚市議会会議録第４号

　平成３０年９月１１日（火曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第８日　　９月１１日（火曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）

　これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。６番　奥山亮一議員に発言を許します。６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　公明党の奥山亮一でございます。どうぞよろしくお願いします。通告に従いまして、２つの質問をさせていただきます。１つ目は各種選挙の投票時間の繰り上げでございます。２つ目は３歳児健診、眼科についてでございます。どうぞよろしくお願いします。

少し選挙の歴史について述べさせていただきます。皆様も御存じのところが多々あると思いますけれども、１８８９年、明治２２年になりますが、当時は２５歳以上の男子、直接国税１５円以上の納付者ということで、公開制で人口の約１％、当時の人口が３９００万人ですので約３９万人の方が投票をされた。それから１９００年になりまして、これは明治３３年ですが、ここも２５歳以上の男子、税金がちょっと安くなっておりまして、直接国税が１０円以上の納付者の秘密投票ということで、人口の約２．２％、当時の人口が４３００万人ですので９４万人の方が投票。それから１９１９年、大正８年になりますが、やはり２５歳以上の男子、税金また安くなりまして、直接国税が３円以上の納税者。これも秘密投票ということで、人口の５．５％、当時の人口が５５００万人ですので３０２万人の方の投票。それから時代がちょっと変わりまして１９２５年、大正１４年ですが、ここも２５歳以上の男子、納税要件の撤廃になっております。人口の約２０％、当時の人口が５９００万人ですから１１８０万人の方が投票。それから昭和になりまして１９４５年、昭和２０年、２０歳以上の全ての男女ということで人口の約４８％。ですから、未成年の方が５２％ということで、未成年の方がかなり当時はいらっしゃったんだなと。当時の人口が７２００万人ですので投票できた方は３４５６万人。大分、現在と変わってきております。そういうふうに変遷してきております。

また、投票率については、衆議院選挙で申し上げますと、昭和２０年から昭和６０年代は６０％台後半から７０％台をキープしておりましたけれども、平成に入り５０％台へと低迷してきております。平成に入り、投票率アップの対策として、平成１０年に投票時間を１８時から２０時に延長、それから平成１５年には期日前投票、平成２８年に選挙権年齢の引き下げなどと対策を講じておりますけれども投票率の向上にはなっておりません。地方選挙においても種々対策を講じられておりますが低迷している状況です。そこでお伺いしますが、本市の投票率の推移について、お伺いいたします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　本市の各選挙の投票率の推移でございますが、選挙権年齢が引き下げになって以降の衆議院、参議院、市長選挙で答弁させていただきます。まず、衆議院選挙の投票率につきましては、平成２１年、平成２４年、平成２６年と下がっておりまして、選挙権年齢が１８歳となった平成２９年は５５．４８％で前回より３．５％上昇しております。

次に、参議院選挙の投票率につきましては、平成１９年、平成２２年、平成２５年と下がっておりまして、選挙権年齢が１８歳となった平成２８年は５７．０３％で、前回より２．７４％上昇しております。

市長選挙の投票率につきましては、平成１８年、平成２２年、平成２６年と下がっておりまして、選挙権年齢が１８歳となった平成２９年は４３．１３％で、前回より４．７８％上昇いたしております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　最後の市長選は、その前は３８％台だったと。非常に低迷しておりますけれども、片峯市長の市長選については４３％ということで、盛り上げたというふうになっておりますけれども。選挙年齢１８歳に引き下げになっておりますけれども、変更後の投票率についてお伺いをいたします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　全体的な投票率は、本市だけではなく全国的に低下傾向となっておりますが、選挙権年齢が１８歳以上となった平成２８年以降の選挙では、同じ選挙の前回投票率と比較しますと若干増加しておる状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　次に若年者、１８歳、１９歳になるかと思いますけれども、そこに対する投票率向上に向けた取り組みはどのようなものが行われているのか、お伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　平成２７年の県知事・県議選挙、市議会選挙、平成２８年の参議院選挙では、近畿大学、九州工業大学に期日前投票所をそれぞれ１日、開設時間が１０時から１７時までを設置いたしました。投票者数は近畿大学が県知事・県議選挙におきましては１３人、そのうち学生が７人。市議会議員選挙におきましては投票者数が１５人、うち学生が６人。参議院選挙におきましては投票者数が２１人、うち学生が８人。九州工業大学におきましては、県知事・県議選挙の投票者数が５１人、うち学生が２４人。市議会議員選挙は４７人、うち学生が２０人。参議院選挙につきましては、３９人のうち学生が２１人となっております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　まだまだちょっと、どのぐらいの方が飯塚市の住民が、学生でおられるのかというのがわかりませんので、多い少ないというのはわかりませんが、まだまだ伸びるように頑張っていただければというふうに思います。

　次に、高校は授業の中で主権者教育というのをされていると思いますけれども、「私たちが拓く日本の未来」という副教材を中心に勉強しているというふうに思いますけれども、行政として選挙権年齢１８歳の高校生に対し、どのような取り組みをしているのか、お伺いいたします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　選挙権年齢が満１８歳以上に引き下げられ、これまで以上に主権者教育の重要性が指摘されております。本市では、平成２８年に高校での出前授業を実施いたしました。投票の方法、選挙運動など選挙に関する講義を行った後、実際に投票を経験する模擬選挙などを行っております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　出前授業ということですね。また今後も引き続き行っていただきたいというふうに思います。それ以外として、選挙管理委員会として何か取り組みをされているものがありましたら、お願いします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　まず、常時啓発といたしましては、成人式での啓発といたしまして、委員長が式典で啓発を行いました上で、啓発冊子の配布、それから飯塚市、嘉麻市、桂川町で結成しております選挙啓発事業推進研究会の開催によります、明るい選挙推進大会などを行っております。また、選挙時の啓発といたしまして、市報、ホームページの掲載、防災行政無線での期日前・当日投票のご案内、本庁・支所での懸垂幕の掲示、庁舎内でのモニター広告、穂波イオンショッピングセンターでの街頭啓発などを行っております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　次に、平成１５年１２月１日から施行されました期日前投票の利用率の推移についてお伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　投票者の総数、全体の総数に対する期日前投票者数の割合、いわゆる期日前投票利用率の推移についてお答えいたします。まず、平成２７年の市議会議員選挙では２８．８５％、平成２８年の参議院議員選挙では３３．１６％、平成２９年の市長選挙では２４．６９％、平成２９年の衆議院議員選挙では４１．５９％となっております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　期日前投票も本年で１５年になります。選挙回数を重ねるごとに期日前投票が増加しており、昨年の衆議院選挙では今、４１％の方が期日前に投票を行っていると。半分近くになってきております。さらに、期日前投票の増加に向けた取り組みについて、どのようなものがあるのかお伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　平成２８年の参議院議員選挙から期日前投票所での投票のために、コミュニティバス、街なか循環バス、予約乗合タクシーを利用した場合の運賃を無料とする移動支援を行っております。利用者数につきましては、平成２８年の参議院議員選挙が４３人、平成２９年の市長選挙が４４人、平成２９年の衆議院選挙が６１人となっておりまして、若干ではありますが増加傾向にございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　もっともっと周知をふやしていただいて、利用いただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

　次に、昨年の衆議院選挙で当日投票された５９％の方の時間ごとの投票者数についてお伺いいたします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　投票時間ごとの投票者数につきましては、全国的に同じ時間で行っております中間速報で把握しておりますので、これをもとにお答えさせていただきます。昨年１０月の衆議院選挙では、飯塚市の当日投票者数３万４３３７人のうち、午前７時から午後５時までの投票者数が３万４２人で、当日投票者数の８７．４９％を占めております。午後５時から午後６時３０分までの投票者数は２７６５人で、全投票者数の８．０５％、それから午後６時３０分から午後８時までの投票者数は１５３０人で、４．４６％となっております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　今回の繰り上げというところで、６時半から８時というところで、当日の投票の４．４％、約１５００人の方が投票されておられますけれども、これは６時の段階だというふうに思いますけれども、午前７時から夕方の６時までの方は合計すると９５．５４％、ほとんどの方が夕方５時、６時くらいで終わられております。こういう傾向は今後もどんどんどんどん強くなっていくのではないかというふうに思います。

　次に、投票所によって、この違いがあるのかどうか、どのような傾向があるのか、お伺いいたします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　市内には４８カ所の投票所がございまして、有権者数が一番少ない投票所で１２０人程度、有権者数が一番多い投票所で６５００人程度で、どの投票所も同じような傾向にございますが、有権者数が少ない千人以下の投票所、８カ所ございますけれども、その８カ所のほうが午後６時３０分以降の投票者数が少ない傾向にございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　いただいた資料によりますと、６時半以降ゼロ人という投票所もあるようでございます。

　次に、繰り上げ投票をした場合の経費削減について、１回の選挙を行うよりも多くの器具を使うことになると思いますけれども、仮に当日の投票時間を２時間繰り上げした場合の経費削減がどのようになるか、お答えをお願いします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　仮に投票日当日の投票時間を、飯塚市内全ての４８投票所で２時間繰り上げた場合、投票管理者や立会人、事務従事者の手当等の投票に係る経費が約１６５万円、開票事務従事者の手当等の開票に係る経費が約１０万円、選挙全体の経費約４９００万円のうち合計で約１７５万円の削減効果が期待できると考えております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　一回の削減が約１７５万円ということですので、例えば来年は４月の知事選、県議選、それから市議会議員選、７月の参議院選挙で３回行われますので、単純計算しても５２５万円の削減と、また、立会人の負担軽減もできる効果も大きいというふうに思います。今後、投票時間の繰り上げについては各自治体が工夫を行い、全国的に増加していくというふうに思います。そこで伺いますが、全国で繰り上げ投票を実施している事例、また、県内の事例があればお願いします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　繰り上げ投票を実施している事例につきましては、全国の自治体の数で把握した資料がございませんため、全国の投票所の数でお答えさせていただきます。直近の国政選挙であります昨年１０月の衆議院議員選挙では、全国の投票所４万７７４１カ所のうち、繰り上げ投票を実施した投票所は１万６７１０カ所で、率にいたしまして３５％の投票所が繰り上げ投票を実施いたしております。この中には、自治体の中の全ての投票所を繰り上げしたところもありますれば、離島や山間部などの投票所だけを繰り上げしたところもございます。福岡県内の市では、古賀市が平成２８年の参議院議員選挙から市内１１カ所の全ての投票所の閉鎖時刻を午後８時から午後６時に２時間繰り上げて実施されております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　今ご答弁いただいた全国で４万７７４１カ所ということですので、単純に４７都道府県で割りますと１件当たり約千カ所、１万６７１０カ所が繰り上げ投票をやっておりますので、１６の都道府県といいますか、県以上が、県内全ての繰り上げ投票を行っているということで、三十数％というお話がありましたけれども、かなり高い率で繰り上げをされているんだなというのがわかるかと思います。本市においても繰り上げ投票を実施してはどうかというふうに思いますけれども、それについてお答えをお願いします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　繰り上げ投票の実施につきましては、先ほどお答えいたしました費用の削減効果のほか、立会人さんや事務従事者の負担軽減、開票が早く開始できることによる開票結果の早期判明などが期待できますが、例えば２時間繰り上げるといたしますと、その２時間に投票されております１５００人前後と見込まれる方の投票の機会をどう確保するか。また、時間短縮の周知をどう行うかなどの課題もございまして、慎重に検討する必要があると考えております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　ぜひ、検討をお願いしたいというふうに思います。今答弁いただいた中の投票の機会をどう確保するかというふうにありましたが、投票の機会の拡大については、３点について伺ってまいります。その１つ目として、現在実施されております病院、施設等の不在者投票ですが、投票ができる病院に入院をされている方は投票の機会が確保されていますが、不在者投票を実施していない病院等に入院されている方は投票がしたくてもできないのではないでしょうか。そこで伺いますが、県が指定している不在者投票指定施設の指定基準はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　おおむね５０人以上の人員を収容することができる規模を有し、不在者投票の適正な管理執行が確保できる病院、老人ホーム、身体障がい者支援施設、保護施設となっております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　次に、指定施設について伺いますが、飯塚市内の病院等で指定されている施設は何カ所あるのかお伺いします。

○議長（藤浦誠一）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

病院が１５施設、老人ホームが１６施設、身体障がい者支援施設が３施設の合計３４施設となっております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　全体で３４施設ということですが、何か少ないような気がしますが、基準を満たしているが指定を受けていない施設はないか、お伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　現時点で確認いたしましたところ、病院が３施設、老人ホームが３施設の合計６施設となっております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　先ほども申し上げましたが、投票の機会の確保、拡大をするために、この指定を受けていない６施設に対し、市のほうから指定の申請を促すことはできないのか、お伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　指定の手続につきましては、施設から福岡県選挙管理委員会へ指定の申請がなされました後、福岡県選挙管理委員会が投票記載場所や投票の秘密が保持できるスペースを有するか、また、施設の人員体制と不在者投票の適正な管理執行ができるか、現地にて確認を行い、福岡県選挙管理委員会の議決を経て指定されます。申請先及び指定を行うのが福岡県選挙管理委員会となっておりますので、該当施設に対する不在者投票指定施設の制度及び申請手続等のご案内について、福岡県選挙管理委員会と協議して進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　残り６施設ができるように、よろしくお願いをいたします。

　次に、投票の機会の確保の２つ目について伺います。平成１５年に施行されました期日前投票所の全国の設置状況はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　昨年１０月の衆議院議員選挙では、期日前投票所の設置数は５３４６カ所であり、前々回の衆議院選挙の４８０１カ所に比べまして４８５カ所増加し、国政選挙で過去最多となっております。ショッピングセンター等の大型商業施設に設置した事例も１８６カ所とふえております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　全国で４８５カ所もふえているということでございます。そのように各自治体が投票率アップに向けて取り組まれているようですが、飯塚市の期日前投票所の設置状況はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　飯塚市における期日前投票所につきましては、市役所本庁舎と各支所の合計５カ所に設置しております。また、先ほどお答えいたしましたとおり、平成２７年の統一地方選挙、平成２８年の参議院議員選挙の際には、２つの大学に期日前投票所を１日限定で設置したこともございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　次に、投票の機会の拡大の意味からも、全国においても過去最多の設置となっておりますので、本市においても期日前投票所の増設をしてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　期日前投票につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、投票者のうち期日前投票を利用する方が年々ふえておりますので、その場所をふやすことは有権者の皆さんの投票の機会を確保する方策として有効であると考えております。期日前投票所を増設する際の課題としましては、投票システムのためのオンラインの構築、２週間から１週間程度と長期間になる期日前投票期間中の立会人や事務従事者の確保、有権者が利用しやすい場所の選定、投票時間中は有権者の投票の秘密を侵さず、夜間には投票箱の安全が確保できる場所の確保などがございますので、これらの課題をクリアできるか研究してまいります。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　全国には先行して実施している自治体が多数ありますので、本市も福岡県の中心地として、先進した施策を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

　次に、最後の投票機会の３つ目について伺います。共通投票所というのがあると思いますが、内容についてお伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　共通投票所制度は、平成２８年の公職選挙法の改正によって投票環境の向上のために新たに設けられた制度で、平成２８年７月の参議院議員選挙から導入されております。従来からの選挙当日の投票所につきましては、その投票所の地域の有権者しか投票することはできません。共通投票所は有権者の居住区域に関係なく、誰でも投票することができるもので、有権者の方は選挙当日において自分の地域の投票所でも投票することができますし、共通投票所でも投票することができます。この共通投票所は、市町村の選挙管理委員会の判断により、有権者にとって利便性の高い場所に設置できることとされたもので、設置場所としましては駅前や大型商業施設が想定されております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　それでは次に、共通投票所を設置された事例についてお伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　昨年１０月の衆議院議員選挙の事例では、北海道函館市、青森県平川市、岩手県一関市、長野県高森町の４つの自治体、共通投票所を２つ設置した自治体もございまして、投票所の数にして７投票所、いずれも大型商業施設に設置されております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　何か北日本と言いますか、上のほうが多いようです。次に、共通投票所のメリットについて、お伺いをします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　共通投票所のメリットといたしましては、有権者の投票の機会の拡大がございます。共通投票所の設置場所として想定されております駅前や大型商業施設は、駐車場が広く、バスの停留所があるなど利便性が高く、訪れる市民が多いこと。特に商業施設では、買い物、食事のついでに投票ができるなど、投票率の向上が期待できます。大型商業施設に共通投票所を設置した自治体の事例では、投票率が低い２０歳代や３０歳代の利用者がほかの年代に比べて多く、若年層の投票機会の確保につながり、投票率の向上に寄与しており、有権者からも、買い物ついでに投票ができて便利、駐車場が広くて安心、堅苦しい雰囲気でないので入りやすいといった評価がなされているとのことでございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　若年層の投票拡大、便利、安心、それから投票所に入りやすいとの評価は素晴らしいというふうに思います。既存の投票所がいかがかなというのはありますけれども、このように高い評価がある共通投票所を導入する場合の課題については何が考えられるのか、お伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　共通投票所を導入するに当たっての課題としましては、有権者は自分の地域の投票所のほか、共通投票所においても投票することが可能となるため、二重投票の防止が最大の課題であります。二重投票防止のためには、全ての投票所で選挙人名簿を情報共有する仕組みが必要であり、共通投票所を設置した自治体では、セキュリティが確保されたネットワーク回線によるオンラインシステムを全ての投票所で構築した自治体もあれば、オンラインシステムを構築せずに、入場券を持参しない有権者の投票の有無を本部などに電話により確認した自治体もございました。自治体によっては、オンラインシステム導入を可能とするために投票所の数を減らし、投票区の縮小・再編をしたところもございます。

その他の課題としましては、商業施設を共通投票所として使用した場合に、テナントやイベントの入り具合によって投票所の場所が恒常的に確保できるのか。特に、衆議院の解散総選挙など急な選挙の場合には対応が困難となるなどが懸念されるものでございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　効果の高い共通投票所を本市も設置してはどうかというふうに思います。また、市内の全４８カ所を共通投票所として拡大し、市民の方、指定されていない病院等に入院などされている方が病院の近くの投票所でも投票できるように共通投票所を拡大できないのか、お伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　飯塚市におきましては駅や大型商業施設などもあり、共通投票所の設置が可能な自治体と考えておりますが、先ほど申し上げた二重投票の防止や恒常的な場所の確保など実務上の課題がございます。また、市内の全４８投票所の共通投票所化につきましては、セキュリティが確保されたネットワーク回線によるオンラインシステムを全ての投票所に構築することが大きな課題になると考えておりますので、今後、共通投票所の設置について調査研究してまいります。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　ぜひ、よろしくお願いいたします。便利で、自分の近くではなくても入りやすい、車を停めやすい投票所に行かれる方も多いかと思いますので、お願いします。

今回伺った投票時間の繰り上げにつきましては時代の流れのような気がします。今後、選挙方法もアナログからＩＴを利用した時代が来るというふうに思います。今できる施策として、期日前投票所の増設、共通投票所の設置など、今後どのような取り組みができるのかお伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今泉正虎）

　今回ご指摘いただいた投票時間の繰り上げ、期日前投票所の増設、共通投票所の設置といった施策につきましては、経費や人的負担を伴うものもあれば、負担の削減が見込めるものの有権者のご理解をいただく必要があるものもございます。有権者の方の利便性の向上や、経費、人的負担の増減などのメリット、デメリットを総合的に勘案しながら、効果的な有権者の投票機会の確保に向けて取り組んでまいります。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　ぜひ、早急な取り組みで実現されることを期待します。

　次に、３歳児健診についてお伺いをします。以前、平成２７年１２月の議会で質問しておりまして、その１つとして飯塚市内で紹介できる眼科医院、それと３歳児健診の健診会場に眼科医の配置をお願いしました。再度、どのように対処されたのか伺ってまいりますが、まず初めに、２８年度以降の３歳児健診の実施状況について、お伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　平成２８年度以降の３歳児検診の状況でございます。平成２８年度では、対象児童１１３１人、うち受診児数１０３６人、率にして９１．６％でございます。結果でございますが、異常なしがうち８４６人、率で８１．６６％。要観察８６人、率にして８．３０％。要精密が６８人、率にして６．５６％。要治療が５人、０．４８％。医療機関に受診中が３１人、２．９９％。要指導がゼロとなっております。

　次に、平成２９年度でございますけれども、対象児童数１０７７人、うち受診児数１０４５人、率で９７％でございます。その結果でございますけれども、異常なしが８３５人、７９．９０％。要観察が６９人、６．６０％。要精密が１０２人、９．７６％。要治療が４人、０．３８％。受診中が３５人、３．３５％。要指導はゼロとなっている状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　検診状況はわかりましたが、未受診の方が、平成２８年度は９５人、２９年度は３２人が未健診となっております。先ほどの「異常なし」の率で計算しますと、受けられていない２８年度の９５人の中に１８人の方が、もしかすると異常があるかもしれません。２９年度が約６人の方が、異常があるというふうに、単純計算ですけれどもなってきます。この受診できなかった方の調査を行っていただきたいというふうに思いますけれども、ぜひこの分についてよろしくお願いします。

　次に、前回の質問で、検診時に眼科医の配置を要望しておりましたが、その後、どのような取り組み状況になっておるのか、お伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　平成２７年の前回のご質問以降、医師会との協議をいたしておりますけれども、眼科医の配置は難しいということでございました。その結果を受けまして、乳幼児から大人までの視機能上の問題を迅速かつ正確に検知することをサポートするために開発されました、持ち運びのしやすい携帯型のスポットビジョンスクリーナーという機器を今年度より購入しまして、配置、活用しているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　専門医が、配置がかなわなかったということは残念ですけれども、スポットビジョンスクリーナー、アメリカ製ですかね、導入されたことは大変うれしく思います。なぜなら、今回の質問で、この導入を要望しようというふうに思っておりました。既に導入済みということで安心はしましたけれども。というのも７月２８日の一般紙で、隣の田川市が本年度から導入し、従来の絵による検査では要精密児が２名であったが、スポットビジョンスクリーナーによる検査では２７名の要精密児が発見できたというふうに掲載されております。これを見て、飯塚市はどうだったかなということでこの質問をというふうに思ったんですけれども。この件はまた最後に要望いたしますけれども、本市にこのスポットビジョンスクリーナーを導入してどのような効果があったのか、お伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　スポットビジョンスクリーナーの導入後でございますけれども、今年３月より導入、３月と言いますのが、３月より試用品を活用させていただいております。その関係で３歳児健診に使っておりますけれども、３月から７月までの５カ月間の結果について、ご報告をさせていただきます。これまで絵指標やアンケートによります異常の可能性が指摘されたものは２３名、スポットビジョンスクリーナーにより異常が指摘された児童が６２名おられます。両方で異常が指摘された方もおられまして、合計で６５名に紹介状を発行し、専門医での診察をお勧めいたしているところでございます。このうち、現在３４名の方が受診、２２名の方に異常が発見され、８名の方が経過観察中、４名の方が異常なしとなっております。この結果から、先ほども言われますとおり、スポットビジョンスクリーナーを使用した健診によって高確率で異常が発見されているというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　今、答弁でありましたように、これまで見抜けなかった目の異常がスポットビジョンスクリーナーを導入したことにより確実に、また安全に、早期に発見できるようになったということ。これにより今後は目に何らかの異常があるお子さん方は早期に治療ができ、将来、弱視の改善が図られるものと考えます。

　次に、以前の一般質問において、目に何らかの異常があった際に紹介状を発行する際、北九州市門司区にある大里眼科クリニック、中間市にある山名眼科医院、福岡市東区にある福岡市立こども病院の３医療機関のみ紹介しており、飯塚市立病院については精密医療機関として対応可能であれば紹介する医療機関としていただくことを検討するとのことでしたが、現在、どのようになっておるのかお伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　議員のご指摘後でございますが、当該市立病院と協議を終えまして、先ほどのご紹介にありました３医療機関に加えまして、飯塚市立病院もかかりつけの眼科の機関としてご案内をいたしております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　前回の質問の趣旨も、保護者の方から相談をいただいたものでありまして、これまで門司の大里眼科に行くには、朝５時２分の新飯塚発のＪＲに乗って門司まで行くと。大里眼科は九州全域、山口、広島など遠方からも来られると。ゆえに、１日の患者数が６０名と少ないというふうに大変苦労をし、通院されております。今回このように、遠方の機関まで行くしかなかった方々に対して飯塚市立病院も紹介する医療機関となったことは、保護者に、また子どもにとっても負担の軽減ができてよかったというふうに思います。ところで、受診によって紹介状を発行後、医療機関に何らかの事情で行かなかった方々が先ほどの答弁の中で見られましたが、受診の勧奨、またフォローなどどのようになっているのかお伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　先ほどの数字にもございましたけれども、紹介状を発行した後でございますけれども、そこそこの事情がございましょうけれど、受診しなかった方々への勧奨のフォローについては、残念ながらできていないというのが現状でございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　ぜひ、検討していただきたいというふうに思います。紹介状を発行されたということは、目に何らかの異常が認められたということであり、将来その子どもたちに何らかの支障が出るおそれが高いというふうに思います。例えばですけれども、これはネットで調べた件なんですけれども、斜視の疑いが発見された場合、目から入ってくる情報が２つの脳で見えます。脳の中でずれている目からの情報を打ち消して、その目を使わなくなります。ずれている目の視力は発達できず、弱視になってしまいます。どんなに矯正レンズを使っても０．１以下しか出ないというふうに言われています。これ以外にも眼帯の禁止とか、重要なことがたくさん、目にはありますので、子どものときの治療をしっかりやればよかったということがないように、保護者の方に対し目の検査の重要さを認識していただくとともに、１人も漏れなく未受診者へ受診勧奨やフォローをしていくべきだというふうに考えますが、どのように考えてあるのか、お伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　ご指摘のとおり、せっかく検査した結果でございますので、今後のフォローアップについても、勧奨も含めて対応を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　ぜひ、よろしくお願いします。前回の質問でも申しましたように、幼児の視力は６歳までにほぼ完成するということです。当初に現状をお伺いしましたが、そもそも３歳児健診の未受診者への受診勧奨も含め、スポットビジョンスクリーナーの導入により、こういった効果があるのでぜひ受診してほしいといったようなＰＲもあわせてお願いをしたいというふうに思います。ＰＲについて検討していただけますか、伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　先ほどの冒頭の説明でもさせていただきましたけれども、現実上、まだ未受診者もおられます。その中に可能性のある方々もおられるということでございます。今議員言われましたように、３歳児の受診者への勧奨も含めて、今後、力を入れていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　よろしくお願いします。最後に、前段でも話しましたけれども、情報発信については最近、他の市町村の情報発信から情報を得ることが多々あります。本市はどうだったかなと考えさせられることがあります。市民の皆様に対して優位な事業や今回のスポットビジョンスクリーナーの導入で、専門医がいなくても安全に正確に検査ができるようになったなどの情報を、全市に投げ込みを小まめに行っていただきたいというふうに思いますので、これは強く要望して、今回の質問を終わります。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午前１０時４５分　休憩

午前１１時０１分　再開

○副議長（佐藤清和）

本会議を再開いたします。５番　光根正宣議員に発言を許します。５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　公明党の光根でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は、生活保護について、お聞きしたいと思います。まず本市の生活保護の現状についてですが、日本国憲法第２５条には、社会権の一つである国民の生存権を明確に規定し、国に対しては国民の生存権を守る社会的使命が規定されております。つまり病気や高齢など、やむを得ない理由で困窮し、生活できない場合は、その困窮に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し自立を助けなければならないという最後のセーフティーネットとしての使命があります。そこで現在、全国の生活保護の推移は、どのようになっているのかお聞きいたします。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　平成３０年３月末現在の数字でお答えさせていただきます。被保護世帯数１６３万９７６８世帯、被保護者数２１１万６８０７人、保護率１６．７‰でございます。これは対前年比で人員２万８６２８人減、世帯で１７７３世帯減、保護率で０．０２‰の減でございます。近年の傾向といたしまして、被保護者数は減少しておりますが、世帯数につきましては、増加したり減少したりと、パターン化してないのが現状でございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　それでは、本市におけます過去３年間の被保護世帯数、被保護者数、保護率の推移について、どのように推移しているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　本市の生活保護の推移につきましては、平成２７年度から２９年度までの３年間の決算数値でお答えいたします。まず、平成２７年度が被保護世帯数４５１８世帯、被保護者数６３９３人、保護率４９．３‰。平成２８年度は、被保護世帯数４４４４世帯、被保護者数６２２５人、保護率４８．２‰。最後に、平成２９年度決算値でございますが、被保護世帯数４３８８世帯、被保護者数６１０１人、保護率４７．５‰となっており、この３年間で世帯にして１３０世帯、人員で２９２人、率にして１．８‰の減となっております。近年は微減傾向で推移しており、本年７月末の保護率では、４６．３‰まで減少しております。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　若干微減傾向であるということですが、それでは扶助費の状況については、どうなっておりますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　生活保護の扶助費の状況につきまして、平成２９年度決算額でご報告させていただきます。まず、平成２９年度における扶助費総額は約９７億２４００万円となっております。内訳といたしましては、生活扶助が約２８億５千万円で２９．３％、次に、住宅扶助が約９億９１００万円で１０．２％、医療扶助が約５５億３７００万円で５６．９％と、この３扶助が９６．４％を占めております。残りの３．６％、約３億４６００万円が教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、介護扶助等でございます。ピーク時の平成２４年の扶助費総額が、約１０３億３２００万円でございましたので、約６億円程度減少している状況でございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

近年、高齢者世帯、特に単身高齢者世帯の割合がふえていると言われております。原因は無年金とか低年金が原因であると言われております。最後のセーフティーネットであるこの生活保護制度で最も重要なことは、本当に必要な人が受けられていない現実があるのではないかということだと思います。捕捉率という言葉がありますけれども、つまり生活保護基準を下回る経済状態の世帯のうち、現実に生活保護を受けている割合のことですが、日本では、その捕捉率は２０％程度とも言われ、現実にあとの８０％は厳しい生活状態だと言われています。これは先進諸外国に比べ、かなり低い数字となっております。本市においては、扶助費は減少しているからよしとするのではなく、苦しんでいる人に寄り添っていく制度として取り組んでいただきたいと思います。

次に、ケースワーカーについてお聞きいたします。全国的にケースワーカーが不足しており、法定定数以上のケースを受け持っているという話を聞きますが、本市のケースワーカー配置状況はどのようになっているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　ケースワーカーの配置状況につきましては、平成２７年度までは不足の状況で推移しておりました。このため、関係部署と協議を行い、平成２８年度から正職員を９名増員した上で、さらに任期付職員を補充することとして対応しているところでございます。平成３０年度は、ケースワーカーの配置数を６０名まで増員し、きめ細やかなケースワークができる環境が整っている状況となっております。ちなみに、平成３０年４月１日現在の被保護世帯数が４３８１世帯でございますので、これを配置人員でございます６０人で除しますと、ケースワーカー１人当たり７３世帯程度の担当をすることになります。法定定数は８０世帯となっておりますので、絶対数では十分に基準を満たしている状況でございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　ケースワーカーは十分に配置されているようですが、被保護世帯への訪問の頻度はどれくらいになっていますか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　ケースワーカーによる被保護世帯への訪問活動ですが、世帯に応じて４段階のケース格付に分けて実施をしております。指導や見守りで毎月の訪問を要するケース、２カ月に１回の訪問で状況の把握ができるケース、世帯状況が安定しており３カ月から４カ月に１回の訪問で状況把握を行うケースなど、世帯の状況により訪問の頻度を決定しております。訪問は必ず２人１組で行い、年度当初に策定した訪問計画に沿って実施しているところでございます。本市の訪問活動の実施率は、訪問計画に対して毎年１００％を超えておりまして、生活保護制度の根幹である訪問活動の完全実施には特に力を入れて取り組んでいるところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　では、現場の経験や知識が大事だと思いますが、ケースワーカーの実務向上のための研修等はどのようになっておりますか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　生活保護制度の基本は他法・他施策優先でございます。この理念を全うするために、ケースワーカーはあらゆる社会的資源や他法・他施策についての知識が必要となります。このため、日ごろから係ごとに新規申請があるたび、その世帯に最も適した対応ができるよう、毎回生の題材をケーススタディーとして活用し、各担当のスキルアップに努めております。また係内研修に加えて、課内研修を定期的に開催するとともに、他の福祉施策につきましても他課の職員を講師に招くなど、全体研修も随時開催しております。加えて、国・県が実施する実務等の研修にも積極的に参加させ、実務能力の向上に努めているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　次に、生活保護法改正についてお聞きいたします。今年度、来月１０月から生活保護基準額の変更が予定されているということですが、このような基準変更はどのように決定されているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　生活保護の基準額につきましては、国の社会保障審議会生活保護基準部会において５年に一度見直されております。最低生活費の算定につきましては、さまざまな算定方式を経て、昭和５９年から現在に至るまで水準均衡方式で算定されているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　今回の基準改定では、具体的にどのような変更が行われているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　前回、平成２５年の改定では、デフレ、物価下落を反映した引き下げでございました。ことし１０月に予定されている改定では、年齢、世帯人員、居住地域などの基準額と消費実態に乖離が見られるということで見直しが行われることになっており、これは都市部と地方の格差の縮小が目的の一つであります。減額対象となった世帯では、１０月から３年にわたり最大５％、単年で最大１．６６％の減額がなされる一方、要件によっては、従来よりも増額となる世帯もございます。生活保護基準額の見直しとともに、各種加算についての見直しも実施されております。子どもの健全育成に必要な費用として加算される児童養育加算につきましては、３歳未満の子に対して支給額が段階的に５千円減額されることになりますが、支給対象年齢は１５歳から１８歳へと拡大され、１人当たり１万円の増額となります。母子加算も子ども１人の世帯では、段階的に減額されますが、子どもが３人以上の世帯では増額となります。また、子どもたちのクラブ活動などの需要に対応する学習支援費は実費支給となりますが、高校生は大きく増額されます。さらに、大学進学で世帯を出るケースでは、その費用の補填を行う進学準備給付金の創設など、支給額の全てが減額となるものではございません。今回の改定は、年齢、世帯人員、居住地域等の条件によって増減がある特別な改定であり、どのモデルが増でどのモデルが減というようなルールを一言で申し上げることはできませんが、増額は大きく、減額は小さくというように見直しされているということでございました。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　答弁の中に進学支援準備金が設立されたという答弁がありましたが、具体的な内容と、本市の対象人数を教えてください。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　今年度より創設されましたこの制度は、生活保護世帯で高校などを卒業して、大学や専門学校などに進学する方に対しまして、進学直後に必要なさまざまな費用を用意することが困難であることから、進学のために転居する方に３０万円。現在の自宅から通学される場合は１０万円を支給するというものでございます。ことし３月卒業対象者の支給実績でございますが、進学のために転居をした対象者が４名、自宅から通学の対象者が８名ございました。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　転居する方が３０万円、自宅からが１０万円ということでございますが、進学をする場合は世帯分離をしなければならないと聞いておりましたが、この場合も変わらないのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　この要件につきましては変更はございませんが、進学のために世帯分離が行われ、世帯人員が減員となった場合は、従来、その減員後の人員数でその生活扶助を支給しておりましたが、今年度より進学のため世帯分離している場合は、住宅扶助費を減額しないこととしております。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　まだまだ不十分だと思いますが、貧困の連鎖を断ち切る意味においても、教育の格差をなくすことは重要だと思いますので、しっかり推進していただきたいと思います。この改定による本市の生活保護世帯に対する影響はどのようなものがありますか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　現時点での本市の生活保護世帯に対する影響を試算いたしました結果、増額する世帯が約４０％、減額となる世帯が約５６％、変更のない世帯が４％となっております。減額される１世帯当たりの平均額が４７６円の減額。増額される世帯では１世帯当たり平均額が２１９６円の増額となっております。減額される世帯数が半数以上となりますが、生活扶助費の支給総額は、月額で約２６０万円程度、約１．２５％増加する見込みでございますので、今回の改定が一言で減額改定であるとは申し上げることはできません。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　次に、生活保護を受給する際にはどのような義務があり、それをどのように指導しているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　生活保護の決定に際して、受給者の皆様には、事前に義務として守っていただくことを幾つかお伝えしております。その中でも特に、生活保護法第６１条、届け出の義務については、保護開始、決定時はもちろんのこと、保護開始後の定期訪問などにおきましても、常にお伝えしております。この届け出の義務とは、世帯に収入、支出のみならず、その他生計の状況に変動があったときや、世帯の構成に異動があった場合、その届け出を義務づけているものでございます。高校生のアルバイトを含め、仕事を始めたときややめたとき、何かしら収入を得たときには必ず申告を行っていただくようお伝えをしております。適正に収入の申告がなされれば、社会保険料などのほか、就労に際して生じる必要経費の控除が可能となります。このことは非常に生活保護受給者の方の利益になることから、各世帯への周知には特に力を入れているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　生活保護法第６３条の返還金と同第７８条の徴収金の違いについてお聞きいたします。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　生活保護法第６３条返還金は窮迫した場合において、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合に、保護費の返還を求めるもので、例えば、年金の遡及受給によるものなどがございます。法７８条徴収金は、不正の事実、その他不正な手段により保護を受けた場合に、保護費の徴収を求めるものでございます。返還金と徴収金の違いにつきましては、返還金は勤労控除や自立更生費などの控除が認められておりますが、徴収金では、それらが認められておらず、全ての収入を徴収することとなります。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　では、不正受給とはどのような事例を言うのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　先ほど答弁いたしましたとおり、生活保護制度では、収入、支出のみならず、その他生計の状況に変動があった場合に届け出を行う義務がございます。このことは受給者の方に、保護開始の決定時はもちろん、開始後の定期訪問などにおきましても、常にお伝えさせていただいております。しかしながら、時として意図的に収入の申告を行わなかった事案が毎年実施しております課税調査などで発覚しております。具体的には就労による給与収入の未申告や、保険金などの給付について、届け出がなかったものでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　本市におけます不正受給件数はどのくらいありますか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　平成２９年度における法第７８条による費用徴収決定は１００件でございますが、これら全てが不正受給というわけではございません。十分な説明を差し上げたにもかかわらず、その説明に対する理解ができず返還対象金銭を使用したケースや、世帯の子どもたちがアルバイトをし、それを世帯主が把握していなかったことから徴収金となったケース等も多数見られます。このようなことから、今年度より高校生のアルバイト収入における法第７８条適用については、子どもの自立意欲の向上のため、一定の配慮を行うよう国から通達がなされているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　故意ではなく、過失による収入のケースが多いということですが、本市のチェック体制はどのように行っているのですか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　チェック体制ということですが、やはり日ごろの訪問活動におきまして、世帯状況の把握に努めるとともに、定期的に収入申告書を徴収するなどして収入状況に変化がないかを確認しております。また、毎年６月には生活保護を受給されている方全員を対象に課税調査を実施し、申告されていない収入がないかを確認しているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　収入に変化があった場合、本市の対応はどのようになっているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　課税調査やさまざまな契機により収入申告の相違が発見された場合には、まずもってご本人に事情聴取をさせていただき、挙証資料を提出していただきます。それを参考とした上で、その事案が生活保護法第６３条または第７８条であるかを判断いたします。法第６３条の場合には、費用返還決定通知により返還額などをお知らせし、法７８条による徴収の場合には、生活保護法による費用徴収決定通知により徴収額をお知らせするとともに、不正受給の再発防止のため、文書による指導・指示を行っているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　第７８条による徴収の方法はどのようになっておりますか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　法７８条による徴収金の徴収方法につきましては、一括返還を基本としておりますが、既に使用済みの場合がほとんどでございます。このため、分割納付とその納付額の協議を行い、本人同意を得た上で保護費より引き去りをしております。また生活保護廃止となったケースにつきましては、納付書をお渡しし納付をお願いしているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　行政のミスによる返還金、いわゆる第６３条の分ですけども、それが生じた場合はどうなりますか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　生活保護の行政のミスによる返還金ということでございますが、これは扶助費の誤算定が原因で発生する場合がございます。各保護世帯の毎月の収入の変化や、さまざまな事情により、扶助費の支給額に変更が生じます。これらの変更を毎月算定した上で、扶助費を支給いたしますが、この算定を誤り、扶助費を過剰に支給した際に、その過払い金を返還していく場合がございます。このような場合は、まず相手方に状況の説明を丁寧にさせていただき、ご理解をいただいた上で、返還に応じていただいているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　では、本市において過去にどのようなミスが何件ぐらいありましたか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　平成２９年度では、扶助費の変更処理を約５万２千件行っております。この中で誤認定による返還をお願いした件数が、その金額の多寡はございますが、２８件ございます。内容につきましては、収入認定の誤りが主なものでございますが、中には基準額を過剰に算定し、返還をお願いしたケースもございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　行政側の責任についてはどのようになりますか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　責任の所在ということになりますが、これにつきましては、当然誤った処理をいたしました所管課であり、行政の信頼を著しく損ねるものと深く反省いたしております。しかしながら、お願いいたしました返還につきましては、免除できるという性格のものはないことから、相手方へ丁寧な説明と謝罪を行った上で十分なご理解をいただくことで、相手方の納得されるような返還方法を提示させていただいているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　今後ミスを生じないための方策はどのようにお考えですか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　先ほど答弁いたしましたとおり、扶助費の変更処理につきましては、年間約５万２千件程度をケースワーカーが処理しております。このため、ミスの撲滅を目指して朝礼での注意喚起や職員研修、さらには決裁体制の見直しなどを図って対応しているところでございます。しかしながら、このように市民の皆様へ多大なご迷惑をおかけする事例が発生しております。今後はさらにケースワーカーの資質向上のための研修の充実やチェック体制の強化を行い、市民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

一時期、不正受給についてはテレビとか新聞等で話題となりましたが、この不正受給に関しては、全国的に０．５％くらいと言われておりますので、全利用者から見ればわずかですが、しかしながら、この生活保護自体が悪い印象を与え、保護の利用申請を思いとどまらせてしまうようなことがないようにしないといけないと思います。また正直、本市の行政のミスが平成２９年度は２８件あったということには驚きを隠せません。年間５万２千件も処理しているからというのは言い訳にはなりません。私のほうにも、この市のミスにより数十万円の返還金を求められたとの相談がありました。降って湧いたような借金に、ご本人も困惑しておられました。市がわからないことが、当人にはわかるわけがありません。困るのは利用者です。今後、行政の信頼を損なうことのないよう、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次にいきますけども、生活困窮者支援につきましてお尋ねいたします。本市の生活困窮者自立支援法による事業の実施状況はどのようになっておりますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　平成２７年度より生活困窮者自立支援法が施行されておりますが、この法律は、さまざまな問題から生活に困窮されている方へ各種支援サービスを総合的、一体的に提供し、その自立の促進を図ることを目的としたものでございます。この法律に基づき、本市では生活に困窮されている方を対象とした住居確保給付金の支給や子どもの学習支援事業、また、穂波庁舎内に生活自立支援相談室を設置しての自立相談支援事業を実施しております。この相談室では、本市にお住まいの生活に困窮された方々からの相談に対し、専門知識を持った相談員が、その問題に包括的に対応し、相談者の抱える問題の評価、分析、そしてその解決と自立に向けたプランを作成し、相談者の自立を図っております。また必要に応じまして、関連する社会資源への連携を迅速に行い、相談者のニーズに合わせた対応の充実に努めているところでもございます。さらに、今年度からこの相談室に、家計相談支援員を配置いたしまして、相談体制の一層の充実を図っているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　今年度から家庭相談員を配置して、家計相談支援事業を行っているとのことですが、その具体的な内容を教えてください。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　この事業は、生活困窮者自立支援法の任意事業の一つでございますが、現在、相談室への相談の中身の９割が金銭に関係する問題でございます。さらにその中で、家計管理に問題があると思われる相談内容が全体の３割を占めているのが現状でございます。このように生活困窮者の方の多くは、家計にかかわる問題を抱えていることから、自立相談支援事業などによる対応だけでは不十分である方が非常に多く、それらの相談者に対しましては、みずから家計の課題を把握させた上で、その改善意欲を引き出していくように努めているところでございます。今までのような就労支援などの収入の拡大に向けた支援だけでなく、家計管理に向けた支援は、生活に必要な収入額を明らかにでき、就労等により目標とする収入も明確となります。これにより就労支援が円滑に進んだり、再び生活困窮状態になることを防いだりする観点からも、この事業の実効性は極めて大きいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　生活自立支援相談室への相談、支援の実績はどのようになっておりますか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　相談室の実績でございますが、平成２９年度の相談受け付け人数は１６４名でございます。続きまして、本制度で本来実施することとなっている相談者へのアセスメントを得た上での支援プラン策定に至ったものが４９件ございます。そしてプラン作成後、個別具体的な支援を行った結果、目標達成などの理由により支援終了に至った終結件数は４５件となっております。今年度は７月末時点で、相談受け付け人数６４名、プラン策定件数２５件、終結件数３１件となっております。今年度から開始いたしました家計相談支援事業におきましては、１５件の支援を行っているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　では、相談者や相談内容の傾向はどのようになっていますか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　平成２９年度における相談者の傾向でございますが、まず男女比では男性４６％、女性５４％と若干女性のほうが多くなっております。年齢層につきましては、３０代が１３％、４０代が２４％、６５歳以上が３２％と、３人に１人が高齢者の方からの相談となっております。相談内容でございますが、約９０％が経済的問題であり、医療費や介護保険料、また税の滞納に関する相談も多く占めております。また、そのほかの相談としては、家族の問題もございます。子どものひきこもりやニート、親の介護問題など、現代社会で社会問題化している事象が如実に相談内容としてあらわれております。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　個々の相談者においては経済的なものだけでなく、多重債務とか離婚、またＤＶなど、複合的、また長期的な問題も多いと思います。この相談事業開始からことしで４年目になりますが、単年度契約となっております。その理由は何ですか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　このような事業は継続性が重要であることから、平成３０年度の契約におきましては、複数年契約も検討しておりました。しかしながら、新たに家計相談支援事業を追加し、その相談員の稼働日数につきまして継続した検討が必要であることから、今年度は単年度契約としております。今後このような検討事項を整理した後に、複数年契約に移行したいと考えているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　ぜひともよろしくお願いいたします。今回、生活困窮者自立支援法が改正されましたが、主な改正点はどのようになっておりますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　今回の主な改正点は、基本理念の創設、定義規定の見直し、制度周知、関係機関との連携による支援のアウトリーチ機能の強化、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進による包括的な支援体制の強化、学習支援事業に生活習慣・育成環境の改善支援を追加し、子どもの学習・生活支援事業として強化することなどが主な改正点でございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　この中でも特に、支援のアウトリーチの強化が重要だと感じますが、具体的内容はどのようになっていますか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　生活困窮者の方の中には、失敗体験の積み重ねによる気力の減退、地域社会からの孤立に伴う情報の遮断等から、みずから相談室に出向くことが難しい方も多数おられます。このため、支援を必要とする方を相談窓口で待っているのみでなく、支援を個人に届ける観点、アウトリーチの観点が重要となっております。今回の法改正におきまして、国や地方公共団体が制度の広報や周知を行う努力義務の創設、地方公共団体の福祉、就労、教育、税務、住宅等の関係部局において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設、生活困窮者支援にかかわる関係者間で情報の共有を行う合議体の設置、生活困窮者自立支援制度と生活保護の連携が明確化されるなど、制度周知や関係機関、窓口との連携を重視しているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　最後に、今後の取り組みについてお聞きいたします。このような法改正を受けて、今後この事業にどのように取り組むのかお聞かせください。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　現在、生活自立支援相談室につながっていない生活困窮者の方を掘り起こし、適切な支援を行うためには、質問議員が言われますとおり支援のアウトリーチの強化が非常に重要であり、課題であると考えております。今年度は制度の広報のための市報やＳＮＳでの情報発信はもとより、各地区の民生委員・児童委員協議会、社会福祉法人の会議などに出向き、生活自立支援相談室の案内をいたしました。また、医療費に困窮しているという相談も多いことから、病床数の多い病院の地域医療連携室等のソーシャルワーカーを訪問し、相談室の周知を行っております。庁内関係各課との連携につきましても、８月に庁内連携会議を実施し、本市の支援制度、典型事例、事業の利用勧奨措置について、改めて周知した上で、各所管課が管理する税や使用料の滞納などで生活困窮者を把握した場合に、速やかに相談室の利用勧奨を行っていただくようお願いしているところでございます。今後は支援が必要な方々へ手が差し伸べられるよう、さらなる制度の周知を図り、関係各課及び関係機関との連携を密にすることで、早期かつ包括的な支援が行える体制づくりを行ってまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　生活困窮者自立支援法は、生活保護になる前の困窮者を支える重要な制度であります。周囲に頼れる人がいない。社会的に孤立した単身高齢者や引きこもりに対しても、早期支援が行えるよう、関係機関と連携して取り組んでいただきたいと思います。以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（佐藤清和）

暫時休憩いたします。

午前１１時４０分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（藤浦誠一）

　本会議を再開いたします。７番　川上直喜議員に発言を許します。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い一般質問を行います。第１は、猛暑から児童生徒を守る対策についてです。１点目は、児童生徒の健康管理と安全確保についてです。この夏の猛暑に教育委員会、市がどう対応したか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　各学校では、これまでも教室の温度を計測し、暑さが厳しいときには、子どもたちの体調に配慮し、気温に応じて教育活動を工夫するなど、熱中症対策を行ってまいりました。今年度は特に７月中旬から猛暑日が続き、７月１７日には愛知県において小学校１年生の児童が校外学習後に亡くなるという痛ましい事案が発生しております。このような状況を受けまして、教育委員会といたしましても、子どもたちの健康、安全を最優先にした教育活動を工夫すること。環境省発行、熱中症環境保全マニュアルなどに基づいて、熱中症の予防に万全の対策を講じることを各学校に速やかに通知し、指導してまいりました。特に、部活動指導も含め、校外での活動については、文書等で注意を促してきたところです。各学校においては、今年度は特に気象状況や学校施設の実情、子どもたちの健康状況などに細心の注意を払い、安全管理、事故防止に努めております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　特別なことはしていないという答弁だと思います。小中学校の教室の適正な室温は何度と考えているか。また、市教育委員会は教室の現実の室温の把握をどのように行ったか、あわせて伺います。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　学校環境衛生基準によりますと、教室内の温度は１７度以上２８度以下であることが望ましいとされております。本年度、各学校の室温につきまして、各学校では６月から９月までの間、各階の教室のうち１教室につきまして１日２回、２校時と５校時に教室の温度を計測しており、月ごとに計測結果を教育委員会に提出してもらっておりましたので、学校の状況については、教育委員会においても把握をしておりました。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　学校環境衛生基準の改定によって、従来、適正な室温は１０度以上３０度以下となっていたのが、先ほどの答弁のように、１７度以上２８度以下に変わったのは５月のことであります。この２８度以下については、厚生労働省の事務所衛生基準規則にもありますけれども、見直すべきとの意見もあります。先ほど、教育委員会は月ごとに教室の室温の状況を把握しておるということでしたけれども、間に合わない状況が７月の段階であったわけですね。

そこで、教室で２８度以上に至ったときの状況を日付ごと、教室数、そのときその教室にいた児童数、何人か伺います。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　先ほどの答弁と重なりますが、各学校では温度の計測として、各フロアごとに一つの教室を１日２回計測しております。今申し上げましたとおり、各学校１教室を１日２回計測しておりまして、特定の教室を計測しておりますので、学校内全ての教室の室温を計測しているわけではございません。よって、適正温度を超えたクラス数、また、そのクラスにいた児童数については把握はしておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　２カ月たっても、７月に命にかかわる暑さで苦しんだ子どもの状態が把握できないということがわかりました。命にかかわる暑さ、熱中症に警戒と注意喚起が続き、どうか子どもが学校で死にませんようにと心配する保護者の声がＳＮＳ上で飛び交っていた時期に、市教育委員会は子どもたちが１日を過ごす教室の室温の把握に全く注意を払わなかったことが明らかになったわけですけれども、教育長はどう反省しているのか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　確かに、学校の設置者には学校の適切な環境の維持に努める必要があります。また、学校におきましても、直接子どもを預かる場所としてその環境の把握に努める必要がございます。しかしながら、児童生徒の健康維持、また、熱中症予防のためには、温度や湿度、換気等の環境の把握だけでなく、状況に応じて授業のあり方など工夫すること。また、児童生徒に規則正しい生活習慣を身につけてもらう必要があると考えております。教育委員会としては、各学校に対し、これらの取り組みを徹底するように指導を行ってまいりました。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　これほど教育委員会が、子どもたちが１日を過ごす教室の室温に無関心であって、そのことについて指摘をされても反省がないということから、どういうことが生じるのかということです。

２点目は、クーラー設置計画の繰り上げ実施についてです。片峯市長は来年度中の全校整備を目指すと言いますが、これでは子どもたちは来年の猛暑を命がけで乗り越えなければならないということになるわけであります。重大事故が生じかねません。万全を期すためには、遅くとも来年６月までに全ての教室での整備が必要だと思います。市長のお考えを伺います。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　小学校のエアコンの設置につきましては、近年の夏の気温の上昇を考えますと、できるだけ早く設置する必要があると認識しておりますが、これからのスケジュールの中で来年の６月までの設置となりますと、実施設計の発注と完成、施工業者の確保、工事期間の確保、そして事業費の確保など、解決すべき課題が非常に多いと捉えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　子どもたちの教室の室温に関心を一切払わなかった姿勢が今のような答弁を生むんだと思います。国からの交付金の支援を求めて待ち続けるということが、先日来から言われておりますけれども、交付金というのはどの程度期待しているのかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　学校施設環境改善交付金は、工事管理や設計などの委託費を除いた整備工事費と、国の示す交付金算定基礎額のどちらか低いほうの額の約３分の１となっております。小中学校２９校、全体の整備におきまして、交付金額は約２億９００万円程度と見込んでおります。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　既に設置済みのところがあるわけですから、３分の１を引くとすれば１億５千万円強というところになるわけであります。この来るか来ないかまだわからないような交付金を待って、手をこまねいていてよいのかという問題があるわけです。市には財政調整基金という貯金があります。いざというときに、市民のために、市の判断で活用できる財源です。融通のきく減債基金もあります。この財源は幾らあるのか、市の財政見通しではどうなっているかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

　基金でございますが、平成３０年度末の財政見通し上の金額でございますが、今、質問者が言われるように、財政調整基金及び減債基金の合計額で１３５億９３００万円を予定しております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　それだけの財源があるわけです。市長の決断で取り崩して、子どもたちのために使えるお金です。１億５千万円強程度の交付金を待ってずるずるとタイミングを失い、来年子どもたちに命がけで猛暑の夏にクーラーもない学校に行かせ続けることはできません。まず、財政調整基金の取り崩しで財源確保をすると決断すれば、その他のさまざまな困難を打開できます。市長のお考えを伺います。

○議長（藤浦誠一）

　行政経営部長。

○行政経営部長（倉智　敦）

　ただいま言われます、このエアコンにつきましては、当初５カ年計画で計画をいたしております。これにつきましても、国の交付金自身は、国全体を見ますと非常に交付金がつくのは難しいというのは聞いております。そういうことから、今、るる質問があっておりますように、近年の気象状況、特にことしのような猛暑が続くことが今後も予想される中、できる限り早期の設置が必要であると考えておりまして、市全体の財源調整も図りながら、早期のエアコンの設置を進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　子どもの命にかかわることです。来年の夏を迎えるまでにぜひ実現してもらいたいと思います。

そこで、第２は白旗山メガソーラー乱開発についてであります。１点目は、市長意見書と県知事許可の矛盾についてであります。一条工務店の林地開発許可申請に関する県知事の意見照会に対し、飯塚市長の意見書が、「まちづくり方針との整合性は図られていない」とした部分について、その内容について改めて説明を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　ご指摘のとおり白旗山周辺地区につきましては、飯塚市都市計画マスタープランにおいて、森林、樹林地帯として緑を保全すべき土地利用を図るべき地域と位置づけておるところでございまして、その方針に変更はございません。当該地の林地開発につきましては、森林法の規定に基づく審議の結果、福岡県から現状、許可が出されたものでございますけれども、これまでもご答弁申し上げましたとおり、メガソーラーの設置に関しては適正に立地が行われるような具体的法令の整備、あるいは基準の見直し等が進んでいないこと。また、周辺環境や景観への影響、こういった地域でのトラブル防止策への対応策が明確な条件とされていないことなどから、許可に際しまして、自治体の計画やまちづくりの方針との適合性の確認、照合の義務づけなどの条件整備が喫緊の課題であるという考え方には変わりはございません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　まちづくりの基本方針である、緑地保全指定区域を守ろうとする市長意見書、豊かな緑を壊滅させる林地開発を認める県知事の許可、この２年の間にもこの矛盾はさまざまな形で広がっています。２０１８年西日本豪雨でも、各地でメガソーラーが無残な姿で崩れ、土砂災害や水害が広がったこと。地域住民の不安が言いようもなく深刻になっていることについて、市はどう受けとめているかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　ご指摘のとおり、この気象状況の中でいろいろな災害が起こっているということは承知いたしております。先ほどもご答弁申し上げましたとおり、そういった防止策、周辺環境への影響等々に関する規定等が必要であるということは認識いたしておるところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　西日本豪雨でこれまで経験したことのない水害に見舞われた柳橋、中など幸袋地区では、これまで感じなかった不安の声が上がり始めています。こうした中で、茨城県つくば市でパチンコやスロットの遊技業を母体とするノーバル・ホールディングスが幸袋まちづくり協議会に８００万円、幸袋地区社会福祉協議会に３０万円を地元対策費として投入した上で、住民説明会を進めようとしています。また、一条工務店の支援のもとで、光南溶工を所有権移転請求権仮登記でコントロールする瀬戸内興建と合同会社アサヒ飯塚メガソーラーが争うように表舞台に立ち、今週１５日にも、まず、幸袋から住民説明会をやろうとしています。まちづくりの方針と整合性が図られていないとする市として、どう受けとめているか伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　アサヒ飯塚メガソーラー等が説明会を予定されております。これにつきましては、条例の目的、趣旨、それから市議会のほうで議決されましたことを十分に理解された上で、住民への十分な説明を行っていただきたいというふうな形で申し入れていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜委員。

○７番（川上直喜）

　この深刻な矛盾は全国各地でさまざまな形であらわれていますが、規制強化のための法整備を国に求める動きとなりました。一条工務店の林地開発申請を県知事が許可した後、国の対応を紹介してください。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　太陽光発電につきましては、資源エネルギー庁が策定した太陽光発電の事業計画策定ガイドラインがございます。これにつきましては、再生可能エネルギー発電事業所が、ＦＩＴ法及びＦＩＴ法施行規則に基づき遵守が求められる事項、それから法目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項について、それぞれの考え方を記載したものでございます。ガイドラインで遵守が求められている事項がございますけども、この事項に違反した場合には認定基準に適合しないとみなされ、ＦＩＴ法第１２条の指導助言、第１３条の改善命令、第１５条の認定の取り消しに規定する措置が講じられることがあるというふうにされております。このガイドラインにつきましてはことしの４月に改定され、この条項に努力義務として記載されているものについても、それを怠っていると認められる場合にはＦＩＴ法第１２条の指導助言等の対象になるというふうにつけ加えられております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　住民の声が政治を少しずつ動かし始めているのだと思います。７月１３日、私は地元住民の代表の２人とともに上京し、国の担当官に要請を行いました。経済産業省再生可能エネルギー推進室長補佐は、法令遵守義務の強化、これは条例を含む他法違反による許認可取り消し、また、地元とのコミュニケーション義務の厳格化を新ＦＩＴ法で行ったと説明したのであります。市の答弁によっても、国がメガソーラーの乱開発の規制の方向へ動き始めたことがわかります。

そこで、市長意見書と県知事の開発許可の矛盾ですが、農林水産省林野庁の保安林調整官は県と市の間に矛盾があることに懸念を表明し、何らかの動きをしたいとする考えを示しました。林地開発許可申請について諮問を受けた森林審議会に対して、福岡県商工部農山漁村振興課長が、本市が提出した市長意見書を改ざんしたものを提出したことが暴露されたにもかかわらず、本物の提出を拒む姿勢を示しました。こういう経過のある県知事の許可決定には行政手続上の瑕疵があるのではないか。片峯市長は「住民に対して死ぬ気で」と言われたが、それくらいの覚悟で頑張ると約束しており、許可取り消しを目指して、まず県知事に再審査を要求してしかるべきだと考えますが、見解を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　ただいまご指摘のとおり、開発地域の住民の皆様の声、それから市議会の声、決議、市長と住民の方々の懇談、市長から県知事への文書等も発送いたしておるところでございます。現状におきましては、繰り返しの答弁になって恐縮でございますけれども、現在、福岡県から許可が出されているということでございます。ご指摘の点につきましては、そのことを理由に、現状として撤回を求めるといったことは難しいのではないかというふうに考えております。したがいまして、今後とも県に対しましては、開発業者、地元との間で十分な協議が行われるよう、また、許可条件が守られるよう、福岡県の責任についてこれまで同様、状況の把握、情報提供並びにその情報の共有といったものに努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　自分が任命した審議会に対して、改ざん文書を提出して、そういう経過の中で許可を決定しているわけです。ですから、今、私が質問したのは撤回ではなくて、取り消しを目指すんだけれども、まず行政手続上の瑕疵がないかを、再審査を要求すべきだということを聞いたんです。どうですか。

○議長（藤浦誠一）

　暫時休憩いたします。

午後　１時２１分　休憩

午後　１時２２分　再開

○議長（藤浦誠一）

　本会議を再開いたします。経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　ただいま再審査の請求ということでございますけれども、現時点でその手続について、私ども確認がとれておりませんので、手続上のことについては再度確認をさせていただきたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　２点目は、住民合意のない開発中止への取り組みについてであります。先ほど紹介した一条工務店の支援を受けるアサヒ飯塚メガソーラーが本社を置いているのは岡山県和気郡和気町です。実はこの静かな町で１６０ヘクタールを超える山林を開発するメガソーラー開発が持ち上がり、水害や土砂災害を心配する地元住民が開発中止を求めて、今立ち上がっています。この開発業者は、飯塚市に本拠地を置くティーティーエス企画であります。その社長と片峯市長が昨年８月９日、市長応接室で対談し、その記事が雑誌ふくおか経済９月号に掲載されました。人生をかけて取り組んでいるので、市長に無理難題を言うかもしれません。市長は野見山社長を信じてどんどん協力してきますと述べました。私が１２月議会で指摘しても、撤回しないと市長が答えたあのティーティーエス企画であります。この対談のころ、ちょうど野見山俊之社長が対談で発言したとおり、人生をかけて、この開発に乗り出したところだったのではないでしょうか。このことについて、市長の感想を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　２点でございます。まず、私が対談をしたときに、野見山社長さんがおっしゃったのが、地域の若者の活用、そして活躍できる場所ができるような地域にしたいという、そのことについて、私も同じ考えですから協力したいというように発言をしたつもりでございます。それから、先ほど来、質問者も強調されております地域でのメガソーラー設置につきましては、相手がどなたであれ、地域住民の皆さんとの合意に基づかない開発はしないでいただきたい。また、私どもや地域住民との話し合いの場をしっかり持っていただく等の申し入れをしていくということについては、私自身の中で一切変わりはございません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　事実の問題として、片峯市長がどんどん協力していきますと言ったのは、太陽光発電設備の地産地消の問題についてであります。記事ではそうなっている。市長が若者の雇用の問題に触れたのは、どんどん協力してまいりますと言ったその後の記事であります。住民同意のない開発の中止を求めるというのは市議会の決議の立場であり、後に片峯市長の地元住民に対する約束の言葉ともなりました。市長は昨年６月に一条工務店、同７月に悠悠ホームに対し直接対話を呼びかける手紙を出したことがあります。１年が経過し、さらに緊迫した段階に入った今、市長が改めて一条工務店、光南溶工、瀬戸内興建、さらに悠悠ホームを引き継いだノーバル・ホールディングスの代表者に面会し、開発中止及び開発予定地の寄附を呼びかけることを求めるものです。市長の見解を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　アサヒ飯塚メガソーラーにつきましては、本年７月１２日に白旗山メガソーラー開発事業について、お願いの文書を送付して、８月６日に関係者が来庁された際にも、地域住民との合意が得られるよう工事等に着手される前に、地域住民と十分に協議を行ってくださいとお願いをしております。また、ノーバル・ソーラーにつきましては、９月７日に飯塚市自然環境保全条例に基づく、事業計画届け出書の提出がありましたので、住民説明会の前に職務執行者との協議の場をお願いしているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　市議会と市長が住民同意のない開発の中止を求めるという立場を表明して久しいわけですけれども、今その立場に立って具体的な行動を起こすときに来ていると思います。住民に心寄せて、例えば、月に２回、今街頭宣伝をしていますけれども、これに市長に一度、たすきをかけてきてもらいたい。こういう声も上がっているわけです。ぜひ検討してください。

第３は、日鉄嘉穂坑ボタ山跡地での無許可土砂埋め立てについてであります。１点目は、住民の安全確保についてです。福岡県土砂条例で無許可埋め立てをした場合、処分はどう規定されているか、お尋ねをいたします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　福岡県の土地条例、「土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例」は、土砂埋め立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋め立て等に起因する災害の発生を未然に防止し、もって県民生活の安全に寄与することを目的としております。第４条で、土砂埋立て等を行う土地の面積が３千平米を超える場合は、知事の許可を受けなければならない、また、第６条で「許可を受けた者は、土砂埋立区域の位置及び面積等を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならないとされております。第１５条の措置命令の第１項で、知事は、第４条第１項、これは土砂の埋め立て等の許可でございますが、または第６条第１項、変更の許可等、この規定に違反して土砂埋め立て等を行った者に対し、当該土砂埋め立て等その他の行為の停止を命じ、または、相当の期間を定めて、土砂の除去、その他必要な措置をとるべきことを命ずることができるとされております。第８条、許可の取り消し等で、許可を受けたものが、第６条第１項の規定に違反したときは当該許可を取り消すことができるというふうにされております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　国土交通省は昨年８月、土砂の無許可埋め立てへの対応の改善などを示した、建設発生土の取り扱いに関する実務担当者のための参考資料を公表しました。その要点をお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　建設工事で発生した土砂、建設発生土でございますが、この受け入れ地において無許可または許可条件に違反した行為が行われ、過去、崩落に至る事案も発生している不適切な事案の発生や深刻化の防止につなげるために、現場での実務担当者の研修等において、諸法令や条例、地域の状況に応じた知見とあわせて使用される資料としてまとめられたものでございます。先進的な自治体での崩落を防止するための取り組み事例、問題のある事業者への対応事例などが紹介されております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　今回、野見山産業をめぐる無許可区域への土砂埋め立て、変更許可申請、土砂搬入停止、許可、搬入再開、行政の関与の事実経過について、把握しているところを伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　まず、平成２８年６月２９日に県に土砂埋め立ての申請がされております。これにつきましては、県が土砂埋め立てを許可。許可量につきましては１万２４７５立米、これは、埋立面積が４６２３平米でございましたので、５千平米以下のため飯塚農林のほうが審査をされているようです。そして、２８年８月１日に土砂搬入が開始されております。その中で、２９年１０月２４日から福岡市、公共事業からの土砂の搬入が開始されております。２９年１２月には、福岡県が変更許可申請等の指導をしたというふうに聞いております。３０年２月９日、県に土砂埋め立ての変更申請、これにつきましては後日、取り下げられております。同年３月９日に、市のほうに自然環境保全条例の届け出があっております。先ほどの取り下げられました申請につきましては、３月２２日に県のほうに土砂埋め立ての変更の申請があっております。こちらのほうは、３万１４平米でございましたので、５千平米超ということで、本庁の農山漁村振興課が審査することになっております。先ほど言いました市の条例に基づきまして、３０年５月１２日に第１回目の説明会が開催されております。この説明会の中で、土砂の搬入の中止が求められまして、５月１４日に土砂の搬入を中止されております。翌日の５月１５日には飯塚農林が現地調査をされまして、変更許可が出るまで土砂の搬入を行わないように重ねて指導され、事業者のほうが誓約書を提出されております。５月２５日に２回目の説明会、それから６月９日に事業者が現地で県担当者、それから周辺住民に現地で説明を行っております。６月１６日に３回目の説明会がございました。この中で、土砂の量を２０万立米に減じるというふうなことで話があっております。６月２８日に４回目の説明会が開かれまして、土砂の量を１６万５千立米に減ずるというふうな形で説明があっております。このときに、７月１１日もしくは７月２６日に説明会を予定してありましたが、これは開催に至っておりません。７月４日に県が土砂埋め立ての変更の許可をされています。翌日、嘉穂自治会の方が県に土砂除去等の申し入れをされたというふうに聞いております。７月６日には、豪雨により埋立区域の周辺１カ所で土砂崩れが発生しております。これにつきましては、事業者のほうから後日報告があっております。同日、業者のほうは、県のほうから防災施設の完了を確認するまでは土砂を受け入れないように指導されております。７月１２日に嘉穂自治会の住民の方が来庁されまして、県への要望書について持ってこられました。このときに、７月１７日から土砂搬入をすると聞いたとのことでしたので、搬入しないように指導を要望されております。７月１３日には、市の条例の手続が終わるまで土砂搬入をしないように申し入れをしております。ただ、このときに、前日にちょっと住民とのトラブルがあったことで、説明会を行わないというふうに主張されました。７月３１日には、県のほうが防災工事の完了を確認されています。８月１日に防災施設工事を県が確認したということで、土砂搬入の再開をされております。８月１０日には、嘉穂自治会の住民の方が来庁され要望を受けております。８月２７日には、市のほうとして説明会の開催を再度、事業者のほうに申し入れしております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　現地の無許可埋め立ての土砂の形、土砂の量、軟弱かどうかの土質、さらに産廃が入っていないか、あわせて答弁を求めます。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　平成２８年８月１日から３０年５月１５日までの土砂の搬入量は、説明会では事業者のほうが７万５千立米と説明されております。形状、土質につきましては、福岡市の公共工事による軟弱な土砂が持ち込まれているとの指摘があっていますが、野見山産業のほうは搬入される土砂については確認し、軟弱な残土は受け入れていない。軟弱な残土につきましては固化剤等、排出先のほうで混ぜて持ってきているというふうに説明会で説明されております。土砂以外のものの混入状況につきましては、６月１１日に作成されました嘉穂自治会からの質問書に廃プラや陶器、ネット等が混ざっていたと書かれてありますが、６月９日に現地で説明があった際には、土砂や土砂以外のものが見受けられたということを確認しております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　本市の自然環境保全条例に基づく５月１２日の住民説明会の後、福岡県飯塚農林事務所は野見山産業株式会社に対して、土砂搬入停止の誓約書を提出させました。無許可区域への膨大な土砂埋め立てを、遅くとも前年の４月２５日までには確認しておきながら、その後も１年以上、事実上黙認し、本市や地元住民には公表せず隠し続けてきたのであります。この段階でなぜ急に土砂搬入を停止させたと考えるか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　５月１２日の説明会の中で、業者のほうが土砂搬入を中止するというふうに表明されたことがまず１点あります。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　福岡県が野見山産業を特別扱いして、厳格な指導をしてこなかったことが、住民説明会での住民の追及によって明らかになったことを、福岡県自身が知ることになったからだと私は考えます。福岡県が拡張変更を許可した７月４日以降、本市は片峯　誠市長名で土砂搬入をしないよう文書で申し入れました、７月１３日。どういう経過と目的があったのか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　市としまして、県が許可し、搬入を認めることをとめる権限はございませんが、自然環境保全条例が市民の生活環境に対する不安を除くことを目的に、周辺住民への説明会を開催し、その説明に対する意見書を住民が提出し、その意見に対する見解書を事業者が提出することとしておりますので、この一連の流れが終了するまでは事業を控えていただくように申し入れたものでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　市の申し入れにもかかわらず、福岡県が８月、土砂搬入再開を認め、業者も一気に土砂搬入を開始しました。福岡県に対して、本市の業者への申し入れを無視した理由は何か。また、現在搬入している土砂はどこで発生したものかを聞いたか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　７月４日付の変更許可におきまして、防災施設は、本工事に先行して施工することとの条件を付されていること。それから、７月３１日の現地調査において防災施設工事の完了確認をしたことから、土砂の搬入を認めたというふうに聞いております。現在、どこの土砂が搬入されているかにつきましては、確認をしておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　それはどこから搬入しているか、どこで発生したものかについては調査をお願いします。

本市の地域防災計画は鉱山災害予防対策のために、巡回監視の実施を決めています。今回、無許可土砂埋め立ての舞台となったボタ山跡地は、現在資本金１千万円の野見山産業株式会社が１２年前、日鉄鉱業株式会社から売却を受けたもので、飯塚信用金庫が極度額１億４千万円の抵当権者となっています。飯塚信用金庫の承諾なしには土地は動かせません。このボタ山跡地は巡回監視の対象なのか、そうであれば実施状況をお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　巡回対象につきましては、現状としてのボタ山が対象であるというふうに考えております。地域防災計画では、現存しているボタ山災害防止については、巡回検査により状況の把握に努めるとともに、管理者の存在しないボタ山、放置坑口、管理者がいても無資力で対策の実施が期待できない場合については、九州産業保安監督部、県と緊密な連絡をとり、災害防止を推進するとなっております。地すべり等防止法で、ボタ山とは、石炭または亜炭に係る捨て石が集積されてできた山と記載されております。先ほど申し上げましたように、山の形となっておりませんのでボタ山として認識しておりませんし、閉山に伴い、鉱業権がなくなっており、鉱山保安法の適用から除外されています。また、当該土地の所有権が野見山産業に移転しており、管理者も存在しておりますので、対象ではないというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　鉱業法によって鉱業権が消滅していても、その段階での鉱業権者が、賠償については鉱業法第１０９条によって永遠に責任を負わなければなりません。

７月の西日本豪雨において、ボタ山跡地が民家から１００メートルほどしか離れていない箇所でがけ崩れを発生させ、また、隣接する県道６５号線の歩道の縁石が圧力を受けたか、道路側へ斜めに押し上げられている箇所が確認されています。これらについて調査を行い、今申し上げました鉱業法第１０９条に該当しないか検討するとともに、日鉄鉱業及び国、県など関係機関に通報するべきであります。見解を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　鉱業法第１０９条には、鉱滓の堆積等によって他人に損害を与えたときは、損害の発生のときにおける当該工区の鉱業権者が、損害が発生のとき既に鉱業権が消滅しているときは、鉱業権の消滅のときにおける当該工区の鉱業権者が、その損害を賠償する責に任ずるとあります。炭鉱のボタ山と土砂崩れの箇所がどのような位置関係であったのかはわからない部分がございますが、過去の航空写真等で確認した限りでは、土砂崩れの箇所はボタ山から離れた地山の一部と考えられ、鉱滓の堆積によって生じたものではないのではないかというふうに考えております。ただ、事業地がボタ山があったところを含んでいるようですので、今後も留意していきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　いつのだかわからない航空写真を見てそういう判断をするのはいただけないと思います。私は閉山から５年後の航空写真でも確認しておりますし、地元の方々からも話を聞いています。しかも、日鉄鉱業から売却を受けた２００６年７月２０日に所有権鉱害賠償支払い登録をするほどの土地だったんです。丁寧な調査が必要だと思います。地元の嘉穂自治会は、福岡県が土砂搬入区域の拡張申請を許可した翌日の７月５日、県庁の担当課を訪ねて要請書を提出し、交渉を行いました。先ほど紹介したがけ崩れ発生の前日のことです。この要請を含めて、嘉穂自治会の皆さんの声をどう受けとめているのか、お伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　昨今の自然災害が続く中、雨の日は特に不安な気持ちで過ごされているというふうに感じております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　要望書の内容に書かれてある要求は把握していますか。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　７月１２日に嘉穂自治会の住民の方が来庁された際に、県知事への要望書を見せられております。住民の安全確保のため許可の見直し、無許可埋め立て、土砂撤去等の措置を求める要望というふうに理解しております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　市長、この許可区域に飯塚市発注工事の土砂が持ち込まれたことが、住民の情報開示請求で明らかになっています。詳細をお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　その点につきましては、業者が持ち込んだ土砂について、処分場での指示のもとに処分されたと思われますことから、飯塚市の公共工事により搬入された土砂の処分については、許可区域内なのかは確認ができておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　調査をしますというのを続けて答弁が終わるんですね。この無許可区域に福岡市発注の２つの公共工事で発生した土砂が大量に搬入されていることが、同じく地元住民に対する情報開示で明らかになりました。日本共産党は、福岡市議会定例会の９月７日、先週の金曜日、倉元達朗議員が一般質問で追及し、福岡市は野見山産業に確認し、県に伝えると答弁いたしました。野見山産業の部長の名刺を持った人物が昨日、福岡市を訪ねて説明しようとしましたが、福岡市としては明確な説明が得られないとして、改めて呼び出すことにしたそうであります。西日本新聞は８日付で、工事残土、市に監督責任、一般質問不適切処分を指摘と見出しをつけて報道、地元では、テレビの特集番組の取材申し入れも続いています。福岡市発注公共工事の土砂が無許可区域に大量に積み上げられ、周辺に住む飯塚市民が土砂災害や水害の危険を感じて苦しんでいる。市長はこの事態をどう受けとめているか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　福岡市の公共工事から搬入された土砂につきましては、私も市議会のほうの中継を見ましたけれども、福岡市がまず判断されることだろうというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　博多湾に浮かぶアイランドシティの下水道築造工事で発生した軟弱土砂の持ち込みは、福岡市の規定により、市職員が立ち会い、写真を撮っていますが、野見山産業が土砂処分許可の標識を立て、土砂を投棄させた場所は、地図で確かめましたが明らかに無許可区域であります。福岡市が許可区域だと思い込んだという業者提出の資料は、今回、拡張許可申請を出す予定のものであり、昨年の１０月１０日付です。アイランドの土砂の持ち込みは１０月２４日です。しかも、この図面の作図責任者の名前は空欄のままです。こういう書類が福岡市では通用するということをみずから証明しているわけです。そもそも規定で必要な地元行政区の同意文書がないことも明らかになっています。福岡市東区のため池工事で発生した土砂の搬入はそもそも立ち会いもしていないし、地元同意ももちろんない、こんなことも発覚しました。この事態について、住民の生命と財産を守る立場にある飯塚市長としてどう受けとめるのか、重ねて答弁を求めます。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　まず、同意書のことでございますが、福岡市が様式として定めている建設発生土受け入れ承諾書の町内会長の承諾とされている欄についてで、平成２８年６月の埋立申請に係る添付書類の水利関係承諾書を同意書にかえて、福岡市に提出したことというふうに捉えております。また、処分地の地図につきましては、福岡市が発注した福岡市東区三苫の大池堤体の改良工事において、許可を受けていない箇所を含んだ埋立区域を福岡市に示して土砂搬入を行ったことを言われているというふうに思います。これにつきましても、まずは福岡市のほうが判断されることだというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　福岡市のこのような違法な土砂の不適切な搬入に飯塚市がものが言えないということであれば、飯塚市が野見山産業を特別扱いしてきたと言われても仕方がない。今回の事態を招く要因になっているのではないかと疑問が湧くわけであります。

そこで、２点目は、自然環境保全条例の手続についてであります。２年前の当初開発行為の許可申請に当たり、本市の条例手続をしていなかったことについて、野見山産業は忘れていたと市や住民に説明してきました。ところが、飯塚農林事務所が地元住民に情報開示した資料の中に、自然環境保全条例は対象外であると飯塚市の職員が述べたと書いて提出した文書が見つかりました。忘れていたという言い分がうそであることが明らかになったわけです。この情報は私のほうから市担当部へ資料を提供しています。市として事実関係を県飯塚農林事務所、野見山産業に確認したか、本当に市職員がそのように言ったのか、事実関係の調査の結果をお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　土砂埋め立ての申請をする約５カ月前の平成２８年１月２７日に飯塚市職員から回答があったと記載されております。書類を作成した業者に確認をしましたところ、その当時、野見山産業から聞かされていた計画が、外部からの土砂搬入はしない、つまり計画地内で切り土、盛り土を行うという計画だったので、その内容で相談に行き、その場合は届け出の必要がないと言われたと記憶しているということでございました。しかし、添付書類には土砂埋立申請をするのであれば申請の必要はないというふうに記載されたことについて尋ねますと、記載を間違えたとのことでした。市の職員にも尋ねましたけども、県に土砂埋め立ての申請を行う事案であれば、当然に条例に基づく届け出が必要であるということを十分に認識しており、業者の話と合っているというふうに考えております。

また、飯塚農林事務所にも経緯を尋ねましたが、他法令の状況に関しては、手続をしているか、遵守をしているかといった確認はしているものの、詳細なチェックはしていないということで、土砂埋立許可申請書を提出される事業につきましては、全て本市の自然環境保全条例の手続が必要であり、今後はきちんと問い合わせなりの確認、指導していただきたいとお願いをしてきたところでございます。先ほど質問議員のほうから、業者のほうが忘れていたというふうな形で言われましたが、６月１６日の３回目の説明会で、２８年の申請の際に市の条例の届けをしなければならないのではないかというふうな出席者からの質問に対して、野見山産業の専務が、その条例については認識がなかったというふうに発言されております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員にお知らせいたします。発言時間が３分を切っておりますので、よろしくお願いいたします。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　野見山産業が市の環境保全条例の手続をしない条例違反行為を速やかに把握し、市がスピード感をもって厳正に対処し、必要な罰則を与えていれば、これほどの無許可の土砂処分は発生しなかったはずです。この事件をどう扱ったのか、経過、罰則を与えなかった理由をお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　条例においては、事業者に対して指導、勧告等の措置を行うのは、届け出を怠った場合、事業計画に明示されていない事業を行っている場合、説明会を開催しない場合に限定しております。また、第１７条に規定する必要な措置を命ずることにも該当しておりません。法的には既に県の許可を得ており、許可において先行して実施することとされていた防災工事を終えているものであります。条例では、事業の開始時期について明示しておりません。ただ、条例の趣旨から見て、説明会、市民からの意見書の提出、これに対する事業者からの見解書の提出を得てからの事業着手と考えることから申し入れをしたものでございます。今後、何回も説明会を開催することを事業者に求めることは困難だとしても、説明会は改めて開いていただき、周辺住民の理解が得られる形での事業となるように働きかけていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　これくらいの悪質の程度では、飯塚市の自然環境保全条例で罰則の適用はしないと明言されたに等しい。こういう答弁があるか。片峯市長、どう思われますか。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　条例では罰則というふうには考えておりません。指導、勧告等の権限だというふうに考えております。条例にはそれ以上の規定はないというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　こういう悪質業者であるということを公表することによって、少なくとも公共工事によって発生した土砂がここに入ることはないです。その公表を怠った責任は重大だと言わなければなりません。福岡都市圏の膨張政策の矛盾、産廃に続く犠牲押しつけが始まっており、ボタ山跡地に責任を負うべき日鉄鉱業１億４千万円の根抵当設定権者である飯塚信用金庫が、土地処分に同意した中で、地域住民は蚊帳の外に放置された事実、野見山産業という法律を守る意識の弱い悪質な業者、公共工事で発生した土砂をどこかに捨てたくて仕方のない福岡市、許可権者であり、土砂排出者でもある福岡県、そして飯塚市のゆがんだ特別扱いの影が浮かんでいます。住民の安全を確保し、ゆがんだ特別扱いを正すために、本市が立ち上がらなければなりません。

この際、私は市長に４つの提案をしたいと思います。第１は、飯塚市が野見山産業に土砂持ち込みをするなと申し入れた事実を公表すること。第２は、飯塚市が事実関係の調査に着手し、結果が明らかになり、自然環境保全条例の手続が終了するまで、土砂持ち込みを停止するよう県と近隣市町村に伝えた上で、調査結果に基づいて土砂撤去など安全のための措置をとらせること。また、自然環境保全対策委員会に対策を諮問すること。第３は、福岡市に厳正な調査を求め、地元住民が納得のいく対策ができるまでは持ち込みを一切行わず、土砂撤去などの措置を要求すること。そして第４は、国と日鉄鉱業にボタ山跡地の適正管理及び安全確認のために調査を要請すること。市長の見解を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　申し入れを行ったことにつきましての公表につきましては、条例第１８条に掲げられております３つの条項には該当しないものというふうに考えております。事業停止措置、持ち込まれた土砂の撤去等については、まずは県の権限に属することと考えております。また、自然環境保全対策審議会には、今回の事案について報告を行い、意見を求めたいというふうに考えております。福岡市については、さきの福岡市議会でのやりとりを確認しましたが、福岡市は事業者に確認して県に伝えるというふうにされており、福岡市が対応を検討されるものと考えております。ボタ山の適正管理につきましては、先ほどの土砂崩れがボタ山により引き起こされたものと考えにくいものでありますが、再度状況について確認を行いたいというふうに考えております。繰り返しになりますけども、事業者のほうには、説明会は改めて開いていただき、周辺住民の理解が得られる形での事業となるように働きかけていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　発言時間が終了しておりますので、ご了承お願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後　２時　３分　休憩

午後　２時１６分　再開

○副議長（佐藤清和）

　本会議を再開いたします。２８番　平山　悟議員に発言を許します。２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　質問の前に一言、このたび平成３０年７月豪雨、今月の台風２１号、並びに先日の北海道胆振東部地震と立て続けに多くの方が犠牲になりました。犠牲になられた方々とご遺族の皆様に対し深くお悔やみを申し上げます。また、本市においても９００件を超える被害が出ており、被災された市民の皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

　それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。７月の豪雨時において本市から市民への避難を促すためにどのような発令等を行ったかお聞きします。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　このたびの発令の関係でございますけれども、７月６日の早朝に本市に洪水警報が発表され、雨量の増加が見込まれましたことから同日の６時４５分に市内全域に避難準備・高齢者等避難開始を発令いたしました。その後、市内におきまして道路冠水地域が発生し始め、建花寺川など県管理河川の水位が上昇傾向にあり、また、土砂災害の危険性が生じましたことから８時４０分に鎮西、二瀬、筑穂、庄内地区に避難勧告を発令しております。またその後、庄内川の水位が上昇してきていることから１１時５分に頴田地区に、また１５時１５分には市内の浸水地域が拡大している状態であり、降雨が続いていることから、市内全域に避難勧告を発令したところであります。またその後、土砂災害危険地域に対して、土砂災害の危険性が高まったために１５時４０分には鎮西、筑穂、庄内、穂波地区に避難指示を発令し、１６時２０分に浸水被害が拡大し始めた飯塚、片島、菰田、立岩、鯰田、幸袋、頴田地区に同じく避難指示を発令をしたところであります。そして、福岡県に大雨特別警報が発表されまして市内全域に被害が拡大する恐れがありましたことから１７時５０分には市内全域への避難指示を発令したところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　避難指示を発令された際、市長みずからメッセージを発せられたと聞いておりますが回数及び内容を教えてください。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　市長のメッセージ放送は、７月６日の１６時１５分に１回目を１７時４５分に２回目を出し、合計２回放送をいたしております。内容といたしましては、１回目は市内の１１地区の避難指示の発令に伴いまして危険地域にお住まいの市民の皆様は、隣近所で助け合って避難し、この災害の危険から身を守るよう、お願いする旨の放送をしていただいたところでございます。

次に、２回目の放送では福岡県から大雨特別警報が発表され遠賀川の河川水位が氾濫危険水位を超え、なおさらに上昇が見込まれたことから今までに本市が経験したことのないような豪雨が予想され、土砂災害や河川の氾濫等のおそれがありますので、市民の皆様は命を守る行動をお願いしますという内容の放送をしていただいたところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　市長、みずからの声で命を守る行動を放送されたことは、市のトップから市民へのメッセージとしては、とても重要なことだと思います。避難指示を発令してもなかなか避難しない人が多い中、実際に市長みずからのメッセージを聞いたので、今がいかに深刻な状況なのかが伝わり、避難しなければと思ったという声をたくさん聞いております。市長の市民の生命や財産を守ることは、行政の責務であります。これからも災害等の際には、市長みずから声を発することをよろしくお願いいたします。

　次に、災害対策時の連携体制についてお聞きいたします。今回の災害において、頴田地区の避難者数は何人でしたか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　頴田地区におきましては、頴田交流センターと頴田小中一貫校の２カ所を避難所として開設をいたしておりましたが、結果といたしましては、頴田交流センターのみに避難をされておりました。避難をされた方につきましては、７日の午前６時現在が最大でございまして、その際に１５０名の方が避難をされていたと報告が上がっております。

○副議長（佐藤清和）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　私の情報ですと最大時に１８０名の方が避難されていたと聞いております。しかし、そのうち３０名ほどの方は水や食料、寝具等が十分になかったとのことで帰宅されたとのことです。そのような報告は受けておりますか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　申しわけございませんが、そのような報告は受けてはおりません。ただ避難所への食料の物資供給につきましては、確かに十分な配給ができなかったとの避難所班からの報告は受けさせていただいております。この点は、平常時からの準備や役割体制が十分でなかったためでございますので、これを教訓として今後の体制等を検証いたしまして、見直しをしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　災害はないほうがいいのですが、あったときに避難された方が困ることがないような万全な体制づくりをお願いいたします。また、今度の災害で頴田支所が浸水被害を受けておりますが、災害対策本部として支所が浸水した報告は受けておりますか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　７月６日の１８時３０分過ぎごろ、頴田支所長のほうから報告を受けております。内容につきましては支所１階が浸水してきており、職員は２階に避難をしていると。また、支所内は停電し、電話も不通であるとの内容でございました。

○副議長（佐藤清和）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　取り残された職員は２階に避難を行ったわけですが、電話が不通となっている状況で対策本部と支所との情報共有はしっかりできていたのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　頴田支所が被災したときは頴田の支所長は、避難所でございます頴田交流センターのほうに運営状況等を確認しておりましたので、本部との連絡は交流センターの電話などを使用いたしまして、支所長経由で支所にいる職員とは携帯を用いて連絡を行っておりました。しかしながら、今回の災害で対策本部と支所との情報共有がこの頴田以外の支所におきましても、不十分であったということは、その後の内部の検証会でも反省点として出てまいっておりますので、今後はその対応策を速やかに検討していたしまして、改善していく所存でございます。

○副議長（佐藤清和）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　避難所との連絡調整や支所との情報共有に際し、連携体制が不十分だったことがよくわかりました。今回の災害を教訓に本市の災害に対して、再度、検証し連携強化をされるよう、また、頴田支所は御存じのとおり老朽化も進んでおります。浸水しない高台に早期移転されるように強く要望しておきます。

　続いて、平成３０年７月豪雨の災害状況及び今後の対応についてお尋ねいたします。今回の平成３０年７月豪雨は、当初、西日本豪雨と称していたように、広島県、岡山県、愛媛県では多くの死者が発生するなど甚大な被害を及ぼしております。これまで５０年に一度の大雨や災害という言葉を耳にしてきましたが、今や異常気象によりいつ、どこで、大きな災害が起こるかわからないような状況と言えます。飯塚市では、平成２３年度から浸水対策事業に取り組んでおります。近年ではその効果から災害が減少しているように感じておりましたが、今回の豪雨で幸いにも死者が出ていないものの、頴田地区や幸袋地区では甚大な浸水被害が発生しております。このような被害が出た要因は、どこにあると考えているのかお聞かせください。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　質問議員の言われますように、今回の平成３０年７月豪雨では、頴田地区や幸袋地区に大きな被害が発生しております。その要因でございますが、これまでの平成１５年及び平成２１年の雨が短時間に非常に強い雨が降るゲリラ的な集中型の降雨であったのに対し、今回の豪雨は中規模の降雨が持続的に発生し、２４時間雨量が観測史上最大となるなど過去の降雨の波形と異なるものでございました。そのため、遠賀川の水位も過去最高を記録し、判断危険水位を６時間にわたり超える記録的な豪雨であったことから、その支流である庄内川、庄司川の水位上昇に大きく影響を与えたと思われますが、今後、遠賀川を管理する国や庄内川、庄司川を管理する福岡県と協力しながら詳細な浸水原因について、調査、検討していかなければならないと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　今回、頴田地区では河川からの溢水により急激に住宅側の水位が上昇し、あっという間に浸かってしまったと聞いておりますが、庄内川や鹿毛馬川ではどこで溢水したのか、わかる範囲で教えてください。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　庄内川及び鹿毛馬川の溢水箇所でございますが、主な箇所としては、庄内川下流から大畑排水機場付近、新浮洲橋上流付近、頴田排水機場付近、神崎橋下流付近で鹿毛馬川については、新勢田橋下流付近となっておりますが、そのほかにも溢水箇所は点在するようでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　現地を私も見て回りましたが、今回の豪雨での堤防の損害箇所は十数カ所もあるようです。その中で、応急措置はされている箇所がありますが、対処は十分ではありません。県の管理河川ですが、早急に強固な復旧について市からも積極的な働きかけをお願いいたします。それに庄内川は、小竹町境で遠賀川に合流しますが、庄内川の堤防が低く、常に溢水する場所があります。飯塚側はできておりますが、直方側はまだできてないということで、堤防をつくる事業を進めていたと思いますが、その進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　福岡県により実施しております庄内川下流部の築堤整備及び護岸設置工事におきましては、本年度完了予定となっており、現在、最下流部に建設する調整池に係る用地交渉を進めているとのことでございます。地域住民より早期完成が求められておりますので、市からも積極的な働きかけをしてまいります。

○副議長（佐藤清和）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　この堤防は完成すれば鹿毛馬川と庄内川が合流したところでも水の流れがスムーズになると思います。庄内川の堤防決壊も少なくなって、また、この工事において調整池も設置するということですが、調整池までができて本当の意味での完成と言えます。用地交渉など難しい点はあると思いますが、地域住民が早期解決を望んでおりますので、福岡県に積極的に働きかけをお願いいたします。鹿毛馬川の現状を見ると、北九州カントリー倶楽部から下流の新勢田橋下にかけて川底に砂が堆積し、草が生えておりスムーズに水が流れにくい状況ですが、適切な維持管理をすべきと思うのですがどうでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　鹿毛馬川が維持管理につきましては、福岡県の管理河川となっておりますので、問い合わせをいたしましたところ草刈り及び土砂のしゅんせつは基本的には梅雨前に年１回実施しているとのことでございます。大雨時において、今後も水の流れを阻害しないよう適切な管理を要望してまいります。

○副議長（佐藤清和）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　私はあのあたりで草刈りは見たことがあるんですよ。けれども、しゅんせつは見たことはありません。鹿毛馬川の現状については再度、どの場所を毎年しゅんせつしているのか詳しい調査をお願いいたします。

今回の災害を受け、地元から今後の対応について、要望書が出ていると思います。それはどこから出され、どのような内容であるのか教えてください。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　前日の一般質問でもご答弁申し上げましたが、頴田地区より平成３０年８月３日付で大水害に関する緊急要望書が提出されております。内容につきましては、大きく３項目ございます。１番目に治水対策の促進についてということで、恒久的、抜本的な治水対策の実施、河川機能の回復及び維持についてでございます。２番目に緊急を要する事項についてということで、庄内川の堤防の損壊に対し、損壊箇所の早期対応や水路及び側溝の復旧、堤防のひび割れの調査などでございます。３番目、今後の課題についてということで、庄内川の河川形成について、湾曲部の改良、河川の拡幅及び堤防のかさ上げ、調整池及びため池の活用、堰の転倒時期の見直しなどが示され、自治会員が安全で安心して生活ができますよう関係各位の早急な対応について要望をいただいております。

○副議長（佐藤清和）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　この要望書の提出を受けて市はどのような対応をしたのですか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　地元から要望書を受けまして、市では副申書を添え平成３０年８月８日に飯塚県土整備事務所長に対し要望を行っております。

○副議長（佐藤清和）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　続いて幸袋地区にある庄司川についてお尋ねします。幸袋地区はこれまでも大雨のたびに浸水被害に見舞われております。庄司川は県の管理河川ということは承知しておりますが、その対策として河川整備の計画はあるのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　福岡県では、庄司川の整備計画といたしまして、平成２２年度に下流の庄司川橋から津島橋までの１４００メートルの河川拡幅計画が計画されており、現在は最下流部の庄司川橋のかけかえに向けた取り組みが行われているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　それでは今回の豪雨で最も大きな被害を受けた幸袋地区からも今回の浸水被害に対して要望書が出されていると思いますが、どこからどのような内容で出されているのか教えてください。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　前日の一般質問でもご答弁申し上げましたが、幸袋地区より平成３０年８月７日付で庄司川における浸水対策に関する要望書が提出されております。内容につきましては、県営河川庄司川の内水氾濫により生活道路が２メートル以上浸水し、３００戸以上の住居が浸水被害に見舞われ、幸いにも人的被害には至らなかったものの恐怖におびえ、安心して、日常生活ができない毎日が続いていることから、浸水被害の早期解消に向けて国、県、市が強力に連携して抜本的な浸水対策を実施することについて要望をいただいております。

○副議長（佐藤清和）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　この要望書の提出を受けて市はどのような対応をしたのですか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　地元から要望書を受け、市では副申書を添え平成３０年８月１７日に遠賀川河川事務所長及び飯塚県土整備事務所長に対し要望を行っております。

○副議長（佐藤清和）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　本当に今回の豪雨により、大きな被害を受けた幸袋地区及び頴田地区からは、悲痛とも言える要望書が出され、早急な対応が望まれていることをしっかりと受けとめていただきたいと思います。また、浸水被害の軽減には遠賀川の再整備も重要と考えておりますので国への働きかけもお願いいたします。今後、この両地区に対する浸水対策の取り組みについての考えをお聞かせください。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　質問議員の言われますように幸袋地区及び頴田地区には、今回の豪雨により市内において、特に甚大な浸水被害を受けている地区であり、国や福岡県への要望においても対策の必要性について認識していただいているところでございます。今後、遠賀川の管理者である国と庄司川及び庄内川の管理者である福岡県と連携をしながら、詳細な浸水要因を調査把握した上で必要な対策について協議してまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　最後になりますが、９月議会の議案の中で専決処分の承認として補正予算約２３億円を提案されておりますが、これは豪雨災害での避難所開設、災害救助、支援に係る費用、災害復旧にかかる費用ですので今後の幸袋地区及び頴田地区における抜本的な浸水対策について国、県、市が強力に連携し、効果的な対策が早期に実現するように強く要望して終わります。ありがとうございました。

○副議長（佐藤清和）

　本日は議事の都合により一般質問をこれにて打ち切り、明９月１２日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後２時４２分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２６名　）

１番　　藤　浦　誠　一

２番　　佐　藤　清　和

３番　　瀬　戸　　　光

４番　　兼　本　芳　雄

５番　　光　根　正　宣

６番　　奥　山　亮　一

７番　　川　上　直　喜

９番　　明　石　哲　也

１０番　　秀　村　長　利

１１番　　永　末　雄　大

１２番　　田　中　裕　二

１３番　　守　光　博　正

１４番　　江　口　　　徹

１５番　　梶　原　健　一

（　欠席議員　　１名　）

１８番　城　丸　秀　髙

１６番　　吉　田　健　一

１７番　　福　永　隆　一

１９番　　松　延　隆　俊

２０番　　上　野　伸　五

２１番　　田　中　博　文

２２番　　鯉　川　信　二

　　　２３番　　古　本　俊　克

　　　２４番　　森　山　元　昭

２５番　　勝　田　　　靖

２６番　　道　祖　　　満

２７番　　坂　平　末　雄

２８番　　平　山　　　悟

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　井　桁　政　則

議会事務局次長　　許　斐　博　史

議事総務係長　　岩　熊　一　昌

書記　　山　本　恭　平

議事調査係長　　太　田　智　広

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　西　　　大　輔

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　安　永　明　人

行政経営部長　　倉　智　　　敦

市民協働部長　　森　口　幹　男

市民環境部長　　中　村　雅　彦

経済部長　　諸　藤　幸　充

福祉部長　　山　本　雅　之

都市建設部長　　今　井　　　一

教育部長　　久　原　美　保

企業局長　　實　藤　和　也

　　国際交流推進室長　　原　田　一　隆

　　都市施設整備推進室長　　藤　中　道　男

　　環境施設等広域化担当次長　　永　岡　秀　作

公営競技事業所長　　山　本　康　平

福祉部次長　　石　松　美　久

都市建設部次長　　堀　江　勝　美

　　選挙管理委員会事務局長　　今　泉　正　虎